

○領海及び接続水域に関する法律

改正 平成八年六月一四日法律第七三号
(昭和五十二年五月二日)
法律第三十号

- 3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。
- (平成法七三・一部改正)
- 2 前項の直線基線は、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）第七条に定めるところに従い、政令で定める。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

— 276 —

- は、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。
- 2 前項の直線基線は、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）第七条に定めるところに従い、政令で定める。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

(内水又は領海からの追跡に関する我が国の法令の適用)

- 第三条 我が国の内水又は領海から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令（罰則を含む。第五条において同じ。）を適用する。

(平成法七三・追加)

(接続水域)

- 第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里的線（その線が基線から測定して中間線を超えていたときは、その超えていた部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。までの海域とする。）
2 前項の中間線は、いずれの点をとつても、基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合つて居る外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線とする。

(基線)

- 第二条 基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海について

- 第四条 我が国が国連海洋法条約第三十三条に定めるところにより我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、接続水域を設ける。
- 2 前項の接続水域（以下単に「接続水域」という。）は、基線からその外側二十四海里的線（その線が基線から測定して中間線（第一項第二項に規定する中間線をいう。以下同じ。）を超えていたときは、その超えていた部分については、中間線（我が国と外国

との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。」までの海域（領海を除く。）とする。

3 外国との間で相互に中間線を超えて国連海洋法条約第三十三条第1項に定める措置を執ることが適当と認められる海域の部分においては、接続水域は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、基線からその外側二十四海里の線までの海域（外国の領海である海域を除く。）とすることができる。

（平成法七三・追加）

（接続水域における我が国の法令の適用）

第五条 前条第一項に規定する措置に係る接続水域における我が国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関して接続水域から行わる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。）及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用する。

（平成法七三・追加）

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五二年政令第二〇九号で昭和五一年七月一日から施行）

（特定海域に係る領海の範囲）

2 当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡（これらの海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶

が通常航行する経路からみてこれらの海域とそれぞれ一体をなすと認められる海域を含む。以下「特定海域」という。）については、第一条の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とする。

3 特定海域の範囲及び前項に規定する線については、政令で定める。

附 則 （平成八年六月一四日法律第七三号）

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成八年七月二〇日）